

## プラネタリウムの運営基準

1. 一般投映は、土曜日は午後2時、午後3時30分の2回以上、日曜日は午前11時（幼児向け）、午後2時、午後3時30分の3回以上とする。
2. 市民以外の者がプラネタリウムを観覧するときは、条例第12条の2項の規定に基づき、下記のとおり観覧料を徴収する。
  - ①15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日以降にある者…200円
  - ②前号以外の者…100円
3. 乳幼児、幼児、児童生徒、大人向けなど様々な年齢層のニーズに応じた番組を別個に制作し投映すること。
4. 投映時間は一般投映においては40分程度を目安とし、その他の番組においては、対象に応じ、必要十分な時間を設定すること。
5. 同一の番組を何ヶ月も投映することなく、少なくとも季節に応じ番組を入れ替え、新しい内容のものを提供すること。特に当日の夜の星空紹介については、子どもが観察することを念頭に置き、適切な観察時間を設定して、解説すること。
6. 団体向け投映は、それぞれのニーズに合わせた番組を投映すること。また、当該団体と十分打ち合わせ調整の上、投映日時や投映時間・内容を決定すること。

例) 幼児番組、学習番組（小学校・中学校等）、こども会向け番組など。
7. 聴覚障害者向けに、字幕を使った番組等を必要に応じ、制作、投映すること。
8. 市民に親しまれるプラネタリウムとなるため、一般市民が体験できる「操作体験講座」を継続実施すること。
9. 天文現象について、事前に予報されているもの、及び突発的に起こるものについて、常に把握し、特に市民の関心の高い現象については、番組内でタイムリーに取り上げる。
10. プラネタリウムは、特殊かつ高価な機器であることを踏まえ、製造元のメーカーと保守点検契約を締結すること。日常の保守については、周辺機器も含め、精密機器であることを充分認識し、慎重かつ丁寧に行い、保守点検業者と連携し、良好な状態に保つよう努めること。

### <参考> プラネタリウムの概要

(株)五藤研究所製 GEⅡ-T型

ドーム直径 5メートル

座席数 35